

コンプライアンス

基本的な考え方

〈みずほ〉は、「法令・諸規則を遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を実践すること」を経営の基本原則と位置づけ、グローバルに展開する金融グループに相応しいコンプライアンス態勢を確立しています。



経済・社会インフラを担う社会的責任と公共的使命の重みを常に意識し、お客さまや社会からの信頼に応え、誠実かつ公正な企業活動を実践するためのコンプライアンス態勢を構築します

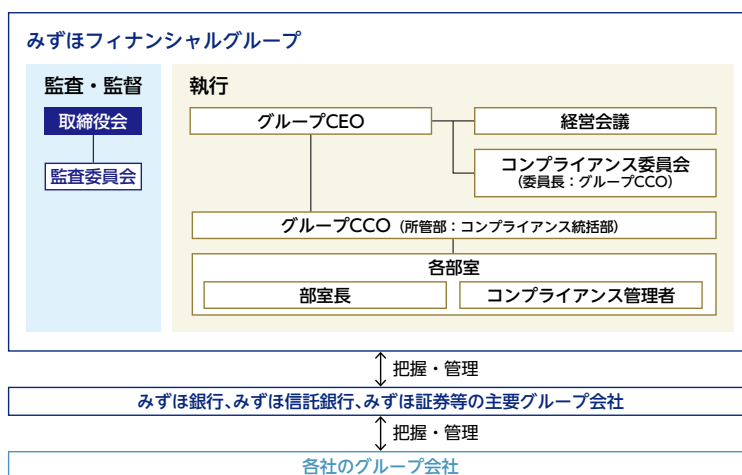
- マネー・ロンダリング等金融犯罪への対策や反社会的勢力との関係遮断、市場取引や個人情報管理に関するグローバルな規制厳格化への対応等、国内外の環境変化・要請の高まりも踏まえたコンプライアンス態勢の高度化に取り組みます
- 経営からのメッセージ発信や研修等を通じて、社員一人ひとりが自律的にコンプライアンス活動を実践するカルチャーの醸成に努めます

執行役 グループCCO 松原 真

● コンプライアンス運営体制

みずほフィナンシャルグループおよび主要グループ各社では、コンプライアンス委員会（委員長：（グループ）CCO）にて重要事項を審議し、（グループ）CCOのもとに、コンプライアンスを推進しています。

また、各社の部室店では、その長がコンプライアンスの責任者として指導・実践するとともに、コンプライアンス管理者を配置し、遵守状況をチェックする運営としています。



● コンプライアンス活動

〈みずほ〉では、企業理念を実践するうえで、すべての役員・社員が遵守すべき規範として「みずほの企業行動規範」を策定しています。また、実践すべき行動様式として「コンプライアンスの行動指針」を各社にて定め、継続的な研修や経営陣からのメッセージ等を通じて、役員・社員一人ひとりに周知徹底しています。

コンプライアンスの遵守状況については、各部署自らがチェックを行うことに加え、コンプライアンス統括部署がモニタリングを実施しています。また、各社は、マネー・ロンダリング等防止、グローバルベースでの市場取引・個人情報管理等、国内外の環境変化・要請の高まりも踏まえ、体制整備、研修、チェック等の具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを年度ごとに策定し、半年ごとにその実施状況をフォローアップしています。

金融犯罪対策への取り組み

金融犯罪が多様化かつ巧妙化し、世界各所でテロ犯罪が継続的に発生する等、マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融対策（以下、「マネロン対策」という）の重要性は高く、金融機関のマネロン対策の強化が課題となっています。当社グループでは、「マネロン・テロ資金供与」をトップリスクの1つにあげ、国内外の法令諸規則を遵守する態勢を整備するとともに、「AML態勢高度化部会」での議論や、遵守状況等の点検を行い、マネロン対策のさらなる強化を継続的に実施しています。また、すべての役員・社員に対する研修を通じて、マネロン対策の重要性、および役割について周知徹底しています。これらの取り組みを通じて、犯罪による収益の移転防止や、テロ組織への資金供給を遮断し、お客さまの保護、国際社会の安全の確保、そして経済活動の健全な発展に貢献していきます。

昨今、国内において被害が増加している特殊詐欺や投資詐欺に対しては、お客さまへの注意喚起の強化や、取引のモニタリング・取引停止措置の実施等、被害の発生・拡大を防ぐ対策に取り組んでいます。

また、当社グループでは、贈収賄行為および汚職・腐敗行為の防止の社会的重要性を認識し、「贈収賄行為および汚職・腐敗行為防止に関する取組方針」を策定しており、グループ各社で贈収賄等を防止するための態勢を整備しています。

反社会的勢力との関係遮断

当社グループは、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、「みずほの企業行動規範」において、経済・社会に対する姿勢として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断することを定めています。

当社では、「グループ反社取引排除部会」で外部専門家の知見も取り入れて専門的・集中的な議論を行い、反社会的勢力との関係遮断にグループベースで取り組むとともに、その議論を踏まえ、当社、みずほ銀行、みずほ信託銀行、およびみずほ証券のコンプライアンス委員会にて審議・報告を行っています。

なお、主要グループ会社では、対応統括部署や不当要求防止責任者を設置し、対応マニュアルや研修体制等の整備・徹底に努め、個別事案には、必要に応じ外部専門機関とも連携し、対処しています。

コンプライアンスの徹底に向けた取り組み

教育・研修

当社グループでは、コンプライアンスに係る教育と研修をコンプライアンスを徹底する重要な施策として位置づけています。

2023年度は、全社員を対象としたeラーニング研修をコンプライアンスの各テーマについて実施するとともに、役員、部長、コンプライアンス管理者等の各階層に対して職務に即した内容の研修を提供し、幅広い層に対して実効性のある研修を行いました。

特に、全社員向け研修については、ルールや手続きのみならず、「法令の趣旨や背景等を踏まえ原理原則を理解したうえで、自発的に実際の行動に移す準備ができること」を目的とし、理解を深められるような内容やタイムリーなコンプライアンスリスクへの対応に関する留意点を伝える内容としており、今後も継続的に高度化に取り組んでいきます。

また、コンプライアンス上の問題をいち早く検知し、適切に対応していくことも重要な課題として認識し、役員・社員等が直接通報できる、グループ各社のコンプライアンス部門や外部の法律事務所・専門業者等を通報窓口とした内部通報制度を整備しています。

〈みずほ〉の内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）

当社は、24時間・365日、外国語にも対応可能なグループ共通社外窓口を設置し、匿名での通報も受け付ける等、内部通報制度を整備し、全役員・社員等を対象とした社内研修、ポスターの掲示、各種連絡窓口を記載した携帯カードの配布等により、内部通報制度の周知を図っています。また、事案等が特定されない内容での内部通報事例等の情報の定期的な発信や、通報者保護を徹底した対応をする等、その実効性向上に取り組んでいます。なお、2023年度には、当社グループにおける社内外の通報窓口に175件の通報が寄せられ、その対応状況等については、当社監査委員に報告しています。



会計・監査ホットライン

当社は、会計、財務報告に係る内部統制、監査に係る不適切な事項について、社内外から通報を受け付けるホットラインを外部の法律事務所に設置しています。